

議員案第1号

エコモデルハウス運営に対する政治介入調査に関する決議について

エコモデルハウス運営に対する政治介入調査に関する決議を別紙のとおり提出する。

平成30年11月7日

提出者	矢板市議会議員	渡	邊	孝	一
賛成者	〃	小	林	勇	治
	〃	今	井	勝	巳

エコモデルハウス運営に対する政治介入調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、下記のとおりエコモデルハウス運営に対する政治介入調査を行うものとする。

記

1 調査項目

平成30年9月9日に開催されたエコモデルハウスの意見交換会において配付された資料の事実確認について、調査するものとする。

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び矢板市議会委員会条例第4条の規定により、委員15人で構成する「エコモデルハウス運営に対する政治介入調査に関する特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期間

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査費用

本調査に要する費用は、本年度においては、30万円以内とする。

以上決議する。

平成30年11月7日

栃木県矢板市議会